

Title	近世身分制社会と葬送の研究
Author(s)	木下, 光生
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/42220">http://hdl.handle.net/11094/42220</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

氏名	木下光生
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第15905号
学位授与年月日	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	近世身分制社会と葬送の研究
論文審査委員	(主査) 助教授 村田 路人  (副査) 教授 猪飼 隆明 教授 平 雅行

### 論文内容の要旨

本論文は、近世において、葬送のにない手であった三昧聖および葬具業者の存在形態を明らかにし、近世身分制社会の特質を解明しようと試みたものである。本論文の体裁は、A4判165頁(400字詰原稿用紙換算408枚)、序章・終章を含め、計7章より成る。

序章は、近世の三昧聖および葬具業者、また近世の葬送に関する研究の現状と課題をまとめ、本論文の課題について述べている。

第一章「近世三昧聖と本村・墓郷・幕藩権力」は、おもに大和国および河内国の三昧聖をめぐる争論を取り上げ、三昧聖と本村・墓郷・幕藩権力のそれぞれの関係を考察している。

第二章「近世大坂における墓所聖と葬送・諸死体処理」は、摂津国西成郡難波村の中にあつた道頓堀墓所の墓所聖の職分の具体的な内容を、大坂四ヶ所垣外・葬具業者(貸色所・乗物屋)・穢多など、葬送や死体処理にかかわる他の諸身分との分業という観点から明らかにしている。

第三章「大坂六ヶ所墓所聖の存立構造」は、道頓堀墓所聖六坊仲間の再生産構造を、彼らを取り巻くさまざまな人々との社会的な関係に留意しつつ分析したもので、六坊の各坊当主が、大坂の浄土宗寺院と密接な関係をもちつつ家督相続を行っていたこと、墓所が大坂町人の施入・奉加などによって維持されていたことなどを明らかにしている。

第四章「近世口丹波地方における隠墓の存在形態」では、口丹波地方における隠墓の存在形態を、居住のあり方(集落としての形成如何)、養子・縁付関係、葬送への関わり方から分析している。

第五章「近世葬具業者の基礎的研究」は、主として商家や農家の葬式入用帳から、畿内の都市・在方における葬具業者の存在形態を分析したもので、葬具業に携わっていた者の内実、葬送文化の浸透による葬具業への需要の高まりがもたらした諸現象、葬具業者への賤視を明らかにしている。

終章は、本論部分の五章をまとめたうえで、近世においては、死穢処理を賤民に依存しつつも、それが賤民と他の諸身分との社会的諸関係の中で実現していたことを強調している。

## 論文審査の結果の要旨

本論文の意義の第一は、近世の三昧聖、とりわけ道頓堀墓所聖の存在形態を、その再生産のありかたを含め、構造的に明らかにしたことである。道頓堀墓所聖が、大坂市中の人々の葬送や刑死者・牢死者の死体処理に携わっていたことは、従来より知られていたが、申請者は、新たな観点、すなわち、墓所聖と穢多・非人等の他の賤民や葬具業者との分業関係、および墓所聖が取り結んでいた社会的諸関係という観点から、彼らの存在形態を解明した。この作業によって、単に道頓堀墓所聖の具体像が明らかになっただけでなく、死穢処理を社会的に支える構造の一端が解明されたといえる。

第二は、近世葬具業者の実態を明らかにしたことである。これも、従来ほとんど研究されてこなかったが、京都・大坂の商家文書や摂津・河内・和泉の在方文書を広く収集し、葬具業者のありようを、葬具業と関わりをもつ諸集団との関係において、初めて本格的に解明した。また、申請者が紹介した平人葬具業者への賤視の問題は、近世社会における卑賤観の発生を考える手掛かりを与えたものとして、意義を有するものである。

このほか、死穢処理が賤民内だけで完結するものではなかったことを明らかにし、近世身分制論に新たな論点を提示したこと、従来、歴史分析の史料としてほとんど顧みられることのなかった葬式入用帳を有効に利用し、それを近世史研究の中の正当に位置付けたことも意義深い。

もちろん、解決すべき問題点がないわけではない。墓所聖と葬具業者の存在形態については明らかになったが、それらをふまえた近世身分制論への展開は、不十分なものに終わっている。とりわけ、墓所聖と穢多・非人との違いを意識した近世身分制論への言及がなかったことは残念である。また、史料解釈にやや慎重さを欠くところが見られるほか、用語の使い方や史料の示し方等、叙述上のいくつかの不備も目につく。

とはいえ、以上の問題点は、本論文の諸成果に較べ、小さなものにすぎない。よって、本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。